

# 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の性格と位置付け
- 3 計画の構成・期間
- 4 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定後の社会経済状況の変化(法律改正等)
- 5 めざす姿
- 6 基本目標
- 7 基本施策
- 8 朝霞市DV防止基本計画
- 9 朝霞市困難女性支援基本計画
- 10 朝霞市女性活躍推進計画
- 11 施策の体系
- 12 本計画とSDGs

## 1 | 計画策定の目的

本市では、平成 15（2003）年に「朝霞市男女平等推進条例」を施行しました。この条例に基づき、平成 18（2006）年に「朝霞市男女平等推進行動計画\*」、平成 28（2016）年に「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、男女平等社会の実現を目指すための施策を積極的に推進してきました。

また、社会、経済情勢の変化や法律の改正等を踏まえて、随時計画の内容を見直し、改定してきました。平成 22（2010）年 3 月には「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「DV\*防止基本計画」という）を策定、平成 29（2017）年 6 月には「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画」を改定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律\*」（以下「女性活躍推進法」という）に基づく市町村推進計画を位置付けました。

今般、「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」の計画期間が終了することから、男女平等をめぐる近年の動向を踏まえ、意識調査や市民コメント等を通じて市民の意見を幅広く取り入れながら、男女平等社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、「第 3 次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定します。なお、本計画から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律\*」（以下、「困難女性支援法」という）に基づく市町村基本計画も位置付けることとします。

## 2 | 計画の性格と位置付け

- 「朝霞市男女平等推進条例」第 10 条に基づき、本市において男女平等を進めていく上での施策の基本的な方向を明らかにした計画です。
- 本計画は、「男女共同参画基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- 国の施策や「埼玉県男女共同参画基本計画」との整合性を重視した計画です。
- 「第 6 次朝霞市総合計画\*」の将来像「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現をめざし、基本構想に基づく男女平等に関する施策を推進していく計画です。
- 計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映するよう市民意識調査や事業所アンケート、小学生・中学生・高校生意識調査、市民コメント及びオープンハウス型市民意見交換会等を実施しました。

○めざす姿「<sup>ひと</sup>男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や事業者と協力し合い連携しながら、計画を推進していきます。

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律\*」（以下、「DV防止法\*」という）第2条の3第3項（市町村基本計画）に基づいて、「朝霞市DV\*防止基本計画」として位置付けています。

○本計画は、令和6（2024）年4月に施行された「困難女性支援法\*」第8条第3項（市町村基本計画）に基づいて、「朝霞市困難女性支援基本計画」として位置付けています。

○本計画は、「女性活躍推進法\*」第6条第2項（市町村推進計画）に基づいて、「朝霞市女性活躍推進計画」として位置付けています。

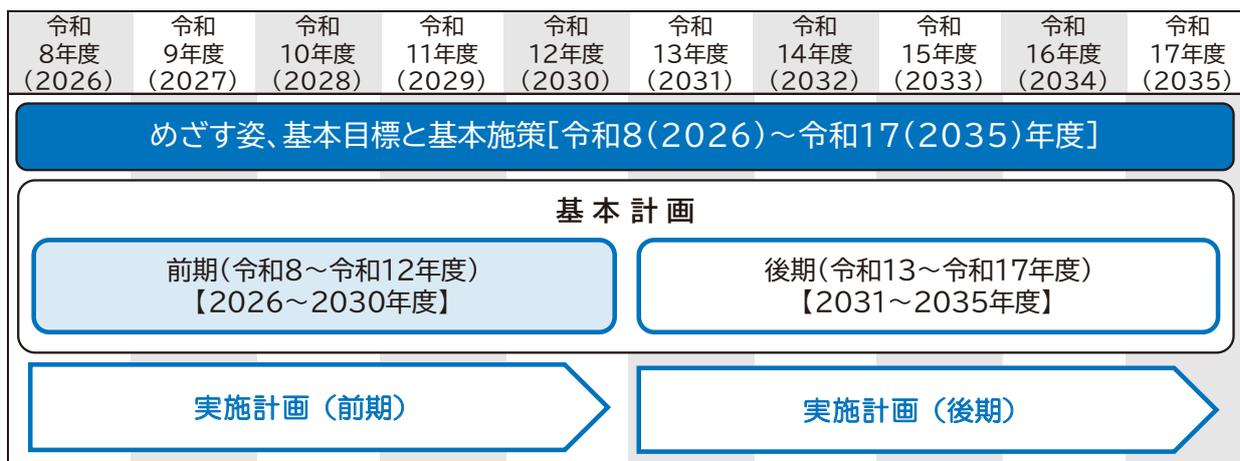
### 3 | 計画の構成・期間

「第3次朝霞市男女平等推進行動計画\*」は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

令和8年度から令和12年度までの5年を前期、令和13年度から令和17年度までの5年を後期として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ5年間とします。



## 第2次朝霞市男女平等推進行動計画\*後期基本計画 策定後の社会経済状況の変化（法律改正等）

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定した令和3（2021）年3月以降の男女共同参画を取り巻く社会経済状況の変化については次の通りです。

### 1 男女共同参画を取り巻く社会経済状況や意識の変化

新型コロナウイルスの感染拡大によって、これまで見過ごされてきた性別による固定的な役割分業意識\*、貧困に陥りやすい女性の状況などが可視化されました。また、ステイホームが推奨されたことも一因となり、DV\*や児童虐待が深刻化したり、家族と折り合いの悪い若年者が居場所を失い、困窮化したりするケースも見受けられたことから、男女平等意識の啓発やDV防止対策、困難な状況にある様々な立場の人々への支援の必要性があらためて認識されています。

ワーク・ライフ・バランス\*の推進については、改正育児・介護休業法によって男性の育児休業取得を促進する枠組ができたことから、男性の育児休業取得率が向上してきました。また、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとしてテレワーク\*を導入する企業が増えるなど、多様な働き方が広がりました。

性教育については、こどもを性犯罪・性暴力から守るための「生命（いのち）の安全教育\*」が令和5（2023）年から全国の学校でスタートするなど、発達段階に応じた性教育の必要性に対する認識は広まりつつあります。同時に、法律の厳罰化や性加害問題が社会的に注目を集めたことなどから、性暴力に対する認識はより一層厳しいものになってきています。

### 2 男女共同参画に係る法制度の整備

本計画の施策等に影響のある男女共同参画やジェンダー\*平等に関連する主な法令等の成立や改正は次の通りです。

#### ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律\*」の改正 （令和3（2021）年6月成立）

- 政党に対し、男女の候補者の目標設定や候補者の選定方法の改善及び候補者の人材育成、議員や候補者へのセクシュアル・ハラスメント\*やマタニティ・ハラスメント\*等への対策を求める。
- 国及び地方公共団体に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化が義務化される。

#### ●「育児・介護休業法」の改正（令和3（2021）年6月成立・令和6（2024）年5月成立）

[令和3(2021)年6月成立]

- 男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業制度の枠組創設
- 妊娠・出産した労働者への個別の周知・意向確認(義務)
- 育児休業の分割取得
- 育児休業の取得状況の公表(義務) 等

[令和6(2024)年5月成立]

- 子の看護休暇取得のための要件の拡大
- 残業免除の対象範囲拡大(3歳以上就学前の子も対象)
- 3歳未満の子を育てる労働者・家族を介護する労働者を対象にテレワーク\*導入(努力義務)
- 育児休業取得状況の公表義務適用拡大
- 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- 介護離職防止のための雇用環境整備(義務)
- 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等(義務)

### ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律\*」の成立 (令和4(2022)年5月成立)

- DV\*、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等様々な困難を抱えた女性が、その人権を尊重され、安心かつ自立して暮らせるように、国及び地方公共団体が関係機関及び民間の団体との協働により、必要な支援を行う。
- 厚生労働大臣は基本方針を策定(義務)、都道府県は都道府県基本計画を策定(義務)、市町村は市町村基本計画を策定(努力義務)する。

### ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律\*」の改正 (令和5(2023)年5月成立)

- 精神的なDVも接近禁止命令の対象に拡大
- 接近禁止命令違反への罰則を「懲役2年以下または200万円以下の罰金」に厳罰化
- 接近禁止命令の期間を1年に伸長
- 退去命令の期間について、被害者が住居を所有する場合などに6か月とする特例を新設

### ●「性的指向及びジェンダー\*アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律\*」の成立(令和5(2023)年6月成立)

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

- 政府は、国の基本計画の策定、省庁連絡会議の設置、学術研究の推進、毎年施策の実施状況の公表等を行う（義務）。
- 国、地方公共団体、事業主、学校は、性的指向及びジェンダー\*アイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及のために必要な教育や研修の実施、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずる（努力義務）。

### ●性犯罪に関する刑法及び刑事訴訟法の一部を改正(令和5(2023)年6月成立)

- 「暴行」「脅迫」「心神喪失」「抗拒不能」の要件の改正 = 同意のない性行為は犯罪になりうることを明確化
- 罪名を変更
  - －強制性交等罪・準強制性交等罪 ⇒ 不同意性交等罪
  - －強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪 ⇒ 不同意わいせつ罪
- 性交同意年齢の引き上げ
  - －13歳未満 ⇒ 16歳未満
 (ただし、被害者が13歳から15歳の場合の処罰の対象は5歳以上年上の相手)
- 時効の見直し
  - －不同意性交等罪：10年 ⇒ 15年
  - －不同意わいせつ罪：7年 ⇒ 12年
 (被害者が18歳になるまでは、事実上時効は適用されない)
- 16歳未満のこどもに対し、性的目的で手なづけてコントロールする罪の新設
- 性的な姿態の撮影や、第三者への提供行為などに関する罪の新設等

### ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律\*」の改正 (令和7(2025)年6月成立)

- カスタマーハラスメント\*や求職者等へのセクシュアル・ハラスメント\*の防止のための雇用管理上の措置義務
- 労働者の治療と就業の両立支援（努力義務）
- 職員の男女の給与の額の差異の公表（義務）
- 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の公表（義務）

## ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

本市では、「朝霞市男女平等推進行動計画\*」（平成 18(2006)～27(2015)年度）、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」（平成 28(2016)～令和 7(2025)年度）を通じて、「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」をめざす姿として男女平等に関する施策を推進してきました。

男女平等社会は、互いを尊重し合い、一人ひとりがそれぞれの意思のもとに連携し協働しながら、性別にかかわらず対等に参画できる社会です。朝霞市男女平等推進条例の基本理念には男女平等社会のあり方が示されています。「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」（令和 8(2026)～令和 17(2035)年度）では、従来の計画に引き続き、「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合言葉に、『男女平等社会』すなわち「男性と女性が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわりなく、あらゆる分野で活躍できるまち」をめざします。

めざす姿と男女平等推進条例、この計画との関係は次ページに示すとおりです。

### 朝霞市男女平等推進条例の基本理念（要約）

- ① 男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- ② 性別による固定的な役割分業意識\*の解消と自己の責任に基づく自己決定権の確立
- ③ 政策や方針の立案及び決定過程における男女共同参画機会の確保
- ④ 家庭生活・社会活動への男女の対等な参画
- ⑤ 性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- ⑥ 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- ⑦ 国際的な協力の下での推進

**男女平等社会の実現**  
 ひと  
 男女の輪が素敵な朝霞をつくる  
 ~男女平等社会をめざして~

**朝霞市男女平等推進条例**

**第5次朝霞市総合計画後期基本計画**  
 (令和3(2021)~令和7(2025)年度)

《男女平等》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

↓

**第2次朝霞市男女平等推進行動計画\*後期基本計画**  
 (令和3(2021)~令和7(2025)年度)

**重点課題**

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

**施策目標**

- (1)男女平等の意識の浸透
- (2)自己実現に向けた学習機会の充実
- (3)多様性の尊重と理解促進
- (4)異性間やパートナーからの暴力の根絶
- (5)女性の職業生活における活躍の推進
- (6)地域団体や事業所における男女共同参画の推進

【計画策定】

**男女平等推進審議会\***

重要事項の審議  
市への意見

**庁内連絡会議**

情報共有  
計画内容の検討

現状の把握  
計画の検証

- ・市民意識調査
- ・事業所アンケート
- ・小学生・中学生・  
高校生意識調査
- ・職員意識調査
- ・統計資料 等

- ・市民コメント
- ・オープンハウス型  
市民意見交換会

**女性センター  
 (それいゆぷらざ\*)**

男女平等の推進拠点



推進

**第6次朝霞市総合計画\***  
 (令和8(2026)~令和17(2035)年度)

《男女共同参画・性の多様性》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現
- 3 性の多様性に対する理解の促進

↓

**第3次朝霞市男女平等推進行動計画**  
 (令和8(2026)~令和17(2035)年度)

**基本目標**

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現
- 3 性の多様性に対する理解の促進

**基本施策**

- (1)ジェンダー\*平等の推進
- (2)パートナーや身近な人からの暴力の根絶
- (3)様々な困難を抱える女性に対する支援の充実
- (4)女性のエンパワメント\*の推進
- (5)経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- (6)多様な生き方の尊重と理解促進

## 6 | 基本目標

男女平等社会の実現に向けた本計画の基本目標を次のとおりに設定します。

### 1 男女平等の意識づくり

男女平等社会実現に向けた意識啓発を推進してきた結果、性別による固定的な役割分業意識\*の解消は徐々に進みつつありますが、世代による意識の違いや、社会制度上における男女の取扱いの差が散見されるなど、男女平等社会の実現に向けては改善段階にあると言えます。性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその意欲と能力に応じて参画することができる意識づくり、環境づくりを推進します。

また、性と生殖に関する健康と権利\*についての考え方を周知するとともに、性別や年齢に応じた健康の維持・増進の支援を推進します。

### 2 男女平等が実感できる生活の実現

これまで男女平等社会の実現やDV\*被害等の根絶に向けて、社会全体で意識啓発や法制度の整備が進められてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大等の非常時において、女性への家事・介護・育児等の負担の偏重や、貧困やDV被害、児童虐待等の深刻化が顕著になるなど、性別による役割分業意識や弱い立場の人への人権侵害等は依然として根強く残っていることが明らかになりました。今後もさらにDV被害等の根絶に向けた取組を進めるとともに、新たに成立した「困難女性支援法\*」に基づき、様々な問題に直面している女性への支援体制を構築します。

また、職場や地域活動、社会全般において男女平等を実現するためには、政策や方針を決定する過程にもっと多くの女性が参画することが必要となります。近年では、「女性活躍推進法\*」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律\*」などの法制度が整備され、地方自治体や企業等に女性が政策・方針決定過程に参画する機会を増やすための努力が義務付けられています。経済活動や政治分野において、女性の参画がさらに進むように意識啓発や環境整備を推進します。同時に、地域活動や防災・防犯活動に男女がともに参画できるよう推進します。

### 3 性の多様性に対する理解の促進

お互いの性別や性的指向・性自認・性表現（SOGIE\*）等をはじめとする様々な違いを認め合って、ともに社会に参画していくことはとても大切なことです。性の多様性に関する理解の促進を図り、一人ひとりが尊重される偏見のない地域社会の実現を目指します。

また、学校生活や職場、地域社会など様々な場所において、性的マイノリティ（LGBTQ\*等）の市民も生活の不便や生きづらさを感じないように、各分野における環境整備を推進します。

# 7

## 基本施策

基本目標の達成に向けて、次の6つを基本施策とします。

### 1 ジェンダー\*平等の推進

性別による固定的な役割分業意識\*や社会慣行の見直しを推進し、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。さらに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*）の理解促進を図るとともに、性別や年齢に応じた健康の維持・増進のための支援を推進します。

### 2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

配偶者やパートナー、親族等の身近な人からの暴力の根絶を図るため、暴力防止に向けた意識啓発や積極的な情報の提供、DV\*被害者等の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

### 3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

様々な事情から日常生活又は社会生活を円滑に営むことが困難な状況にある女性を支援することを目的として、女性の人権が尊重されるような意識啓発と、女性が安心して自立した暮らしを営める体制整備を行います。また、若年女性を含めたあらゆる世代に対しては、孤立を防ぐためのアウトリーチ\*の体制充実と、女性相談支援員の資質向上を図るとともに相談窓口の積極的な周知を推進します。

### 4 女性のエンパワーメント\*の推進

就業における女性の活躍を推進するため、男女が平等に参画できる職場づくりの推進、能力開発の支援、ワーク・ライフ・バランス\*の推進を図ります。また、経営の意思決定過程への女性の参画を推進するため、市内事業所に向けて管理職への女性の登用促進に関する情報提供を行います。

### 5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、市の審議会等の委員に女性の登用の促進や女性が政治に参画しやすい意識啓発などの推進を図ります。

また、経済活動や地域活動に男女が共に参画しやすいような環境を整備すると同時に、男女共同参画の視点に立った防災・防犯、災害対応の体制整備に努めます。

### 6 多様な生き方の尊重と理解促進

一人ひとりのSOGIE\*(性的指向・性自認・性表現)は多様であるという認識についての周知を図り、お互いの違いを認め合い、尊重しあう人権意識の向上に努めます。また、性的マイノリティ(LGBTQ\*等)の人々が直面する課題解決に向けた環境整備を推進します。

### 1 本計画の法的根拠

「DV防止法\*」では、市町村は同法の基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）を定める努力義務が定められています。

本計画を「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく市町村計画と位置付け、DVの防止及びDV被害者支援のための総合的かつ実効性のある施策を策定します。

### 2 DV防止基本計画に該当する基本施策・施策の方向

「第3次朝霞市男女平等推進行動計画\*」において、「朝霞市DV防止基本計画」に該当する基本施策・施策の方向は以下の通りです。

#### 【基本施策】

②

パートナーや身近な人からの暴力の根絶

#### 【施策の方向】

- ◆2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発
- ◆2-2 DV被害者等の相談体制の充実
- ◆2-3 関係機関等との連携強化

### 3 基本的な考え方

「朝霞市男女平等推進条例」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（内閣府）に基づき、以下のような認識をもって施策に取り組むこととします。

- ①DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- ②DV被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を侵害しており、男女平等の実現の妨げになっています。また、同性カップル間の暴力やDV被害者が男性であったり、暴力の形態にも様々な種類があったりすることにも留意する必要があります。
- ③市は、DVの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとしします。
- ④市は、関係機関及び民間団体と連携し、DV被害者の支援の促進を図ります。
- ⑤市は、被害者の支援に係る女性相談支援員の資質向上を図ります。

## 4 計画の対象者

「DV\*防止法\*」では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者を含む）及び生活の本拠を共にする交際相手に限定され、被害者や加害者の性別は問いません。さらに、本計画では、配偶者に該当しない交際相手からの暴力（デートDV\*）等についても対応を進めることとしています。

### 暴力の形態

#### 身体的なもの

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。刑法第 204 条の傷害や第 208 条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

#### 《身体的な暴力 例》

- ・平手でうつ
- ・げんこつでなぐる
- ・首をしめる
- ・物をなげつける
- ・足でける
- ・髪をひっぱる
- ・腕をねじる
- 等
- ・身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- ・刃物などの凶器をからだにつきつける
- ・引きずりまわす

#### 精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

#### 《精神的な暴力 例》

- ・大声でどなる
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う
- ・実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
- ・何を言っても無視して口をきかない
- ・大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
- ・生活費を渡さない
- ・外では働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする
- （生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといった行為は、「経済的なもの」と分類される場合もある）
- ・こどもに危害を加えると言っておどす
- 等

#### 性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。夫婦間の性交であっても、刑法第 177 条の不同意性交等罪に当たる場合があります（夫婦だからといって、暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけではありません）。

#### 《性的な暴力 例》

- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・いやがっているのに性的行為を強要する
- ・中絶を強要する
- ・避妊に協力しない
- 等

資料：内閣府男女共同参画局HPから一部抜粋

# 9

## 朝霞市困難女性支援基本計画

### 1 本計画の法的根拠

「困難女性支援法\*」では、市町村は同法の基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）を定める努力義務が定められています。

本計画を「困難女性支援法」第8条第3項の規定に基づく市町村基本計画と位置付け、困難な問題を抱える女性を支援するための総合的かつ実効性のある施策を策定します。

### 2 困難女性支援基本計画に該当する基本施策・施策の方向

「第3次朝霞市男女平等推進行動計画\*」において、「朝霞市困難女性支援基本計画」に該当する基本施策・施策の方向は以下の通りです。

#### 【基本施策】

③  
様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

#### 【施策の方向】

- ◆3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援
- ◆3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

### 3 基本的な考え方

女性の抱える問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV\*被害、家族関係破綻など、多様化し複合化しています。コロナ禍ではこうした問題が顕在化し、広く社会全体の注目を集めることとなりました。孤独・孤立化対策の課題も含めて、困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を強化するために、令和4年5月に「困難女性支援法」が成立しました。

本計画は、同法や「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえて、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するために策定するものです。

### 4 計画の対象者

「困難女性支援法」の第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、またはそのおそれのある女性を対象とします。

## 5 計画の推進における支援体制

困難な問題を抱える女性へ支援を行うにあたっては、相談窓口の設置及び周知、潜在的な対象者を把握するためのアウトリーチ\*、各機関や民間団体等とも連携・協働して包括的かつ効果的な支援の推進を図ります。具体的には、本市は下記のような支援体制を整備します。

- ①支援の端緒となる相談窓口を設置し、幅広く周知に努めます。
- ②女性相談支援員を配置し、かつ支援員の知識や技能向上のための取組を行います。
- ③市が関連するあらゆる相談窓口や民生委員・児童委員など地域の様々な機関や人材を活用して、困難な問題を抱える女性へのアウトリーチを行います。
- ④朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議\*を通じて、全庁的かつ関係機関との連携のもとに対象者への効果的な支援を行います。
- ⑤必要に応じて、県や他の市町村、関係機関と緊密に連携して情報収集及び支援等に努めます。

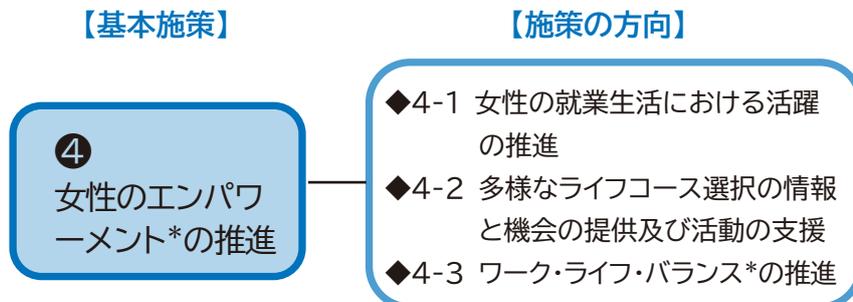
### 1 本計画の法的根拠

「女性活躍推進法\*」では、市町村は同法の基本方針及び都道府県推進計画を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）を定める努力義務が定められています。

本計画を「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画と位置付け、朝霞市内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を策定します。

### 2 女性活躍推進計画に該当する基本施策・施策の方向

「第3次朝霞市男女平等推進行動計画\*」において、「朝霞市女性活躍推進計画」に該当する基本施策・施策の方向は以下の通りです。



### 3 基本的な考え方

「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」（厚生労働省）において、行政が取り組むべき施策として以下の事項があげられています。

- ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
  - i) 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
  - ii) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
  - iii) 情報の収集・整理・提供及び啓発活動
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
  - i) 男性の意識と職場風土の改革
  - ii) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
  - iii) ハラスメントのない職場の実現

③女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

- i) 市町村推進計画の策定
- ii) 相談体制の構築
- iii) 協議会の普及－多様な主体による連携体制の構築－

# 11

## 施策の体系

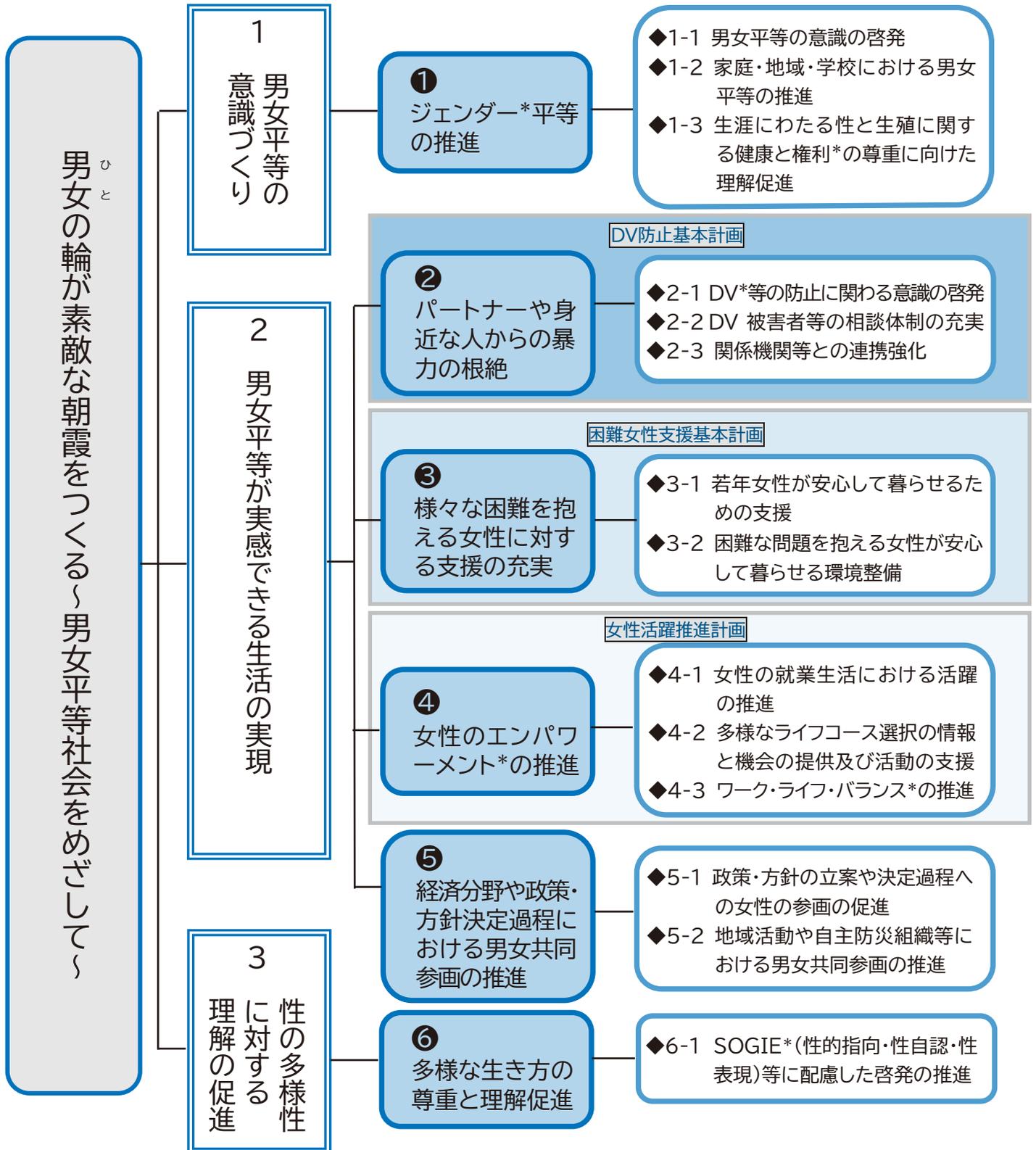
男女平等社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

【めざす姿】

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】



# 12 | 本計画とSDGs (エスディージーズ)

## 1 | SDGsとは？

SDGs (Sustainable Development Goals) とは持続可能な開発のために令和12(2030)年までに達成すべき目標で、17の開発目標とそれを実現するための169のターゲットから構成されています。平成27(2015)年の国連サミットで採択されました。

「誰一人取り残さない」を基本理念とし、開発途上国から先進国を含む国際社会全体及び各国政府、自治体、民間セクターに至るまでの広範囲な参加主体を巻き込むこととしています。

### SDGsの17の目標



## 2 | 本計画とSDGsの関連

SDGsの開発目標の一つに「目標5. ジェンダー\*平等を実現しよう」が設定されています。同時に、SDGsの前文には全ての開発目標の前提としてジェンダー平等と女性と少女の能力を引き出すことを目指すことが掲げられています。男女平等社会の実現は、SDGsが目指す持続可能な社会の形成に強く結びついています。

本計画における基本施策とSDGsの開発目標との関連は下記の通りです。

基本施策	持続可能な開発目標	基本施策	持続可能な開発目標
<b>基本施策1</b> ジェンダー平等の推進		<b>基本施策4</b> 女性のエンパワメント*の推進	
<b>基本施策2</b> パートナーや身近な人からの暴力の根絶		<b>基本施策5</b> 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
<b>基本施策3</b> 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実		<b>基本施策6</b> 多様な生き方の尊重と理解促進	